

第 21 回 CDM 理事会 報告

地球環境ユニット

専門研究員 伊藤葉子

第 21 回 CDM 理事会会合が、気候変動枠組条約（UNFCCC）本部（ボン）において 9 月 28 日～30 日¹に開催された。日本からは、藤富正晴氏（（財）日本エネルギー経済研究所常務理事・アジア太平洋エネルギー研究センター所長）が理事代理として出席した²。

気候変動枠組条約第 11 回締約国会合（COP11）及び京都議定書第 1 回締約国会合（COP/MOP1）開催³を間近に控えた今次 CDM 理事会会合では、CDM 運営を前進させるために求められる措置及び施策について、いくつかの具体的な進展があった。第一に、CDM プロジェクト実施による排出削減量についてクレジット（Certified Emissions Reduction, CER）の発行要請を行うことができる認証・検証段階の指定運営組織（DOE）の信任勧告が承認された。これにより CER 発行までの手続きが一通り整備されたこととなった。これを受けて、現在（10 月 28 日）までに 3 件の CER 発行要請が出され、10 月 20 日には初の CER 発行が実現した。第二に、プロジェクト参加者が CER の発行に応じて UNFCCC に支払う納付金（share of proceeds）⁴について、1CER（1CO₂t）あたり US\$0.2 と設定する勧告案が採択された。本件が合意に至ったことは、プロジェクト参加者が負担する投資コストの予見性を高める観点から歓迎されよう。第三に、これまで検討が遅れがちであった植林・再植林 CDM についても、「小規模植林・再植林プロジェクトのための簡便化方法論」が採択されるといった進展があった。また、植林・再植林プロジェクトにより過去に遡及したクレジット発行を可能とする見解につき、合意がなされた。

運営体制に関連した進展として、これまでに CDM 事業促進のボトルネックのひとつとなっていた方法論の審査プロセスの遅れに関し、一連の改善策が合意された。他方、今後は方法論だけでなく、プロジェクトの登録や CER の発行要請等、審査案件の激増が見込まれることから、CDM 審査の運営体制についてより抜本的な改革が不可避となる可能性もあると考えられる。こうした見込みに対し、CDM 理事会の審査業務を補助し、運営を効率化する役割として、DOE や外部専門家をより積極的に活用する方策案が外部からは

¹ 26 日～27 日には非公式会合（非公開）を開催。

² パネル、ワーキング・グループのメンバーとして日本から、方法論パネルに山口建一郎氏（三菱総合研究所） 信任パネルに大坪孝至氏（（財）日本適合性認定協会） 小規模 CDM ワーキング・グループに山田和人氏（（株）パシフィックコンサルタンツ）が参加している。

³ 2005 年 11 月 28 日～12 月 9 日、モンテリオールにて開催予定。

⁴ Decision 17/CP.7 により、CDM 理事会の勧告を受け COP/MOP が決定するもので、CDM 運営経費に充てられる。このほかに、途上国の適応支援のために、プロジェクト実施により発行された CER のうち 2%が差し引かれる。

示されている。しかしながら、CDM の公平性、中立性を確保しつつ、また、最終的な意思決定はあくまで CDM 理事会が行うという原則を重視する考え方から、CDM 理事会が現在担っている作業をどの程度外部機関にアウトソースすべきかについては、CDM 理事会内部のコンセンサスが得られにくい様子が窺えた。

全体的な傾向として議論の対象のシフトが観察された。これまでは、ベースライン設定や追加性立証等、プロジェクトの有効化段階における事柄が中心的な議題であった。これに対し今次会合では、プロジェクトのモニタリング、認証及び検証、CER の発行及び移転等、プロジェクトサイクルにおけるより後半部分が多く議論された。

次回 CDM 理事会会合は、COP/MOP1 の開催にあわせ、11 月 21 日～22 日の非公式会合に引き続き、11 月 23 日～25 日にモントリオールにて開催される予定である。

1．運営組織の信任関連

第 18 回信任パネル会合（9 月 9 日～10 日開催）の結果等に基づき、第 8 次進捗報告が CDM 理事会に提出された。これに基づき下記の検討が行われた。

1 - 1．運営組織の信任⁵

信任パネルによる運営組織申請者（AE, applicant entity）の信任勧告につき検討が行われ、下表の通り信任が了承された。

CDM 理事会による信任を受けた運営組織は 11 機関となり、そのうち 2 機関が初めて認証・検証段階の信任を受けた。それら 2 指定運営組織は、第 19 回 CDM 理事会会合決定により、有効化段階で信任を受けているすべてのセクタースコープ⁶（植林・再植林は除く）についても、認証・検証段階の信任を自動的に受けることになる。

表 1-1-1：有効化審査段階の信任

組織名	セクタースコープ
RWTÜV Systems GmbH（ドイツ）＊	1、2、3
SGS UK LTD.（英国）	15

（＊は新たに信任を受けた組織）

⁵ 運営機関の信任及び指定は、有効化審査（validation）と検証/認証（verification/certification）の 2 つの段階（フェーズ）に分けて行われ、当該組織の専門性に応じて、セクタースコープ（DOE が業務を実施できる専門部門）が認定される（Procedure for accrediting operational entities by the Executive Board of the clean development mechanism (CDM)）。また、セクタースコープは、5 つのグループに分類されている。

⁶ 1 エネルギー産業、2 エネルギー輸送、3 エネルギー需要、4 製造業、5 化学工業、6 建設、7 運輸、8 鉱業、9 金属工業、10 燃料からの漏洩、11HFC 等の漏洩、12 溶剤使用、13 廃棄物処理・処分、14 新規植林・再植林、15 農業

表 1-1-2：認証・検証段階の信任

組織名	セクタースコープ
TUV Industrie Service GmbH TUV SUD GRUPPE (ドイツ)	1、2、3
Det Norske Veritas Certification Ltd. (ノルウェー)	1、2、3、4、5、6、7、8、 9、10、11、12、13

1 - 2 . 有効化段階の信任と認証・検証段階の信任との連関

運営組織の信任は、これまでの決定により有効化審査と/認証・検証の二段階に区別して行われているが、それぞれの段階の信任で要求する審査要件や、両者の関係等についてあらためて検討が行われてきた。今次会合では、認証・検証段階の信任を有効化審査段階の信任に先立ち行うこと、認証・検証段階単独の信任を行うこと、の是非、及び 認証・検証段階または有効化審査段階で信任を受けた対象スコープの適用⁷について、第 17、18 回信任パネル会合の勧告に基づき引き続き検討が行われた。この結果、両段階における業務や必要とされる専門知識・技能に重大な相違がないことが確認され、CDM 理事会は、上記 、 、及び の点につき、承認することを合意した。

1 - 3 . 信任パネルメンバーの増員

2 - 4 . 参照。

1 - 4 . DOE/AE との情報交換

DOE/AE フォーラム⁸議長より、DOE/AE の視点に立った懸案事項につき報告があった。このうち、早期実施プロジェクト⁹について、プロジェクトの登録承認を受けた PDD に記載されているモニタリング計画に比べ、プロジェクト実施において変更

⁷ 他のスコープ（グループ）で有効化段階の信任を得ている場合には、認証・検証段階の信任を受けたスコープと同一のスコープについて、当該スコープの有効化段階の信任が自動的になされること、及び、逆も可とすること。

⁸ 第 14 回 CDM 理事会会合（2004 年 6 月 12～14 日）において、DOE/AE の業務強化のための方策に関する情報交換を行うことを目的として、UNFCCC 事務局が DOE/AE を対象とした会合を CDM 理事会会合の実施にあわせ開催することが決定された。第 1 回会合は 2004 年 12 月 10 日にブエノスアイレスで開催された。議長は Einer Ternes 氏（DNV）。

⁹ Decision 17/CP.7, 13 マラケシュ合意採択以前に実施されたプロジェクトについて、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えばクレジットの獲得が可能とされた。Decision 18/CP.9, 1.(c) マラケシュ合意採択以降に実施されたプロジェクトについても、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えば早期実施に対応したクレジットの獲得が可能とされた。

(deviation)¹⁰がある場合の扱いについて、議論が交わされた。本件に関する DOE/AE の考え方は、こうした変更が CER の発行量に影響を及ぼさず、保守性が確保され、軽微な技術的変更点であると判断される場合には、変更の是非を CDM 理事会に諮ることなく、DOE の判断により是認することを認めるべきとするもの。こうした対応は他の認証業務でも行われている措置であり、こうした裁量を DOE に与えることで、CDM 理事会の作業負担の軽減とモニタリングプロセスの迅速化につながるとしている。

これに対し理事会メンバーからは、軽微な変更であるとの判断基準が問題であり、CDM 運営が開発途上であることに鑑み、モニタリング等で発生する問題点については CDM 理事会において体系的に知見が蓄積されるような体制とするべきといった考え方や、プロジェクトのモニタリング、認証及び検証報告に基づく CER の発行審査は、レビュー実施が可能な最終段階であることから、CDM 理事会による精査が厳格に行われる体制が必要、といった慎重論が示された。

こうした議論をふまえ、このようなケースの対応についての CDM 理事会の見解として、DOE は、プロジェクト活動の登録要請、及び CER の発行要請に際し、承認方法論及びまたは PDD からの変更可能性有無及び変更に対する対処法を示すこと；

DOE は、当該事項に関する CDM 理事会のガイダンスに基づき業務を進めることが示された¹¹。こうした DOE の負担増大や CDM 理事会審査の厳格化により、CER 発行までのプロセスがさらに長期化する可能性も懸念される。

このほか、理事会メンバーから、プロジェクトのレビュー手続きに関する DOE の見解が求められた。これに対し DOE 側からは、レビューの内容が、些少な技術的論点や手続き上の問題点を対象としているケースが多く見られ、これらについてはレビュー手続きをふまず改善する機会が与えられるべき；重要な論点で明確化が求められつつも、CDM 理事会から回答が示されていないイシューについては、これらを包含するプロジェクトの登録の可否をもって、CDM 理事会の見解として解釈することが DOE 及びプロジェクト参加者の間では慣行になりつつある、等のコメントがなされた。

2．ベースライン及びモニタリング方法論に関する検討

今次 CDM 理事会会合に先立ち、第 17 回方法論パネル会合（9 月 6 日～9 日）が開催された。その報告に基づき下記の検討が行われた。

¹⁰ 同氏は、早期実施プロジェクトは方法論の承認が行われる以前から開始されたものであり、モニタリング実施については若干の変更が生じるケースが多く発生することが予想されとしている。

¹¹ Clarification として、第 21 回 CDM 理事会会合報告に記載。

2 - 1 . 個別方法論の検討

方法論パネルによる個別方法論の承認勧告に基づき検討が行われた。この結果、新規方法論 2 件、統合方法論 2 件の承認、及び 4 件の承認方法論の改訂が決定された。

2 - 1 - 1 . 新規方法論の検討

承認された方法論（A 判定）

- セメント生産工程における廃熱回収・利用（NM0079-rev）

方法論パネルより提示された要約版勧告及びリフォーマット版に基づき検討がなされ、本方法論の承認が決定した。

- 有機性廃棄物のコンポスト化（NM0090）

前回会合にて、AM0013¹²と同様に MCF（メタン形成値）等に関する不確実性を考慮した割引率を設定する必要があるとの指摘がなされ、リフォーマットにはこれらの点を反映することとされた。今次会合ではリフォーマット版に基づき検討がなされ、コンポスト過程で発生する N₂O の排出に関する数値（N₂O-N¹³から N₂O ガスへの変換係数）についての訂正が加えられた上で、承認された。

条件付差し戻しとされた方法論（B 判定）¹⁴

NM107、NM108、NM110、NM112 については、第 16 回方法論パネルで予備勧告（Preliminary Recommendation）が出され、追加情報等の提出が行われたものの、第 17 回方法論パネル会合にて B 判定が出されていた。これらについては理事会では特段議論がなされず了承された。

不承認とされた方法論（C 判定）

NM0092-rev、NM0113、NM0116、NM0120、NM0119、NM0122、NM0125 について、不承認扱いとすることが決定された¹⁵。

¹² Forced methane extraction from organic waste-water treatment plants for grid-connected electricity supply and/or heat production

¹³ 提案方法論中の記述。N₂O の形をとっている N の重量。

¹⁴ これらの方法論についてプロジェクト参加者は CDM 理事会が指定する内容につき、修正・補足が求められる（期限は 7 月 25 日）。

¹⁵ なお、提出された新方法論を C 判定とする際の判断基準の明確化につき、方法論パネルが検討を継続中である。

2 - 1 - 2 . 統合方法論

- 混合セメントの増大に関する統合方法論 (NM0045-rev2、NM0047、NM0095、NM0106)

方法論パネルの勧告及びリフォーマットに基づき、一部修正を行った上、承認することが合意された。セメント生産のベースラインを特定するためのベンチマーク (本方法論では、混合材を用いる割合等によって決まるセメント生産 1t あたりの CO₂ 排出量) について方法論パネル勧告案に対し修正が行われた上で承認された。また、適用可能性を国内生産のみに限定するべきではないとのコメントがあったが、セメント輸出が極めて稀である点につき確認され、国内生産に限定することが了承された。(本方法論では、負の排出削減が発生した場合の扱いが論点のひとつとなったが、本件については下記 2 - 2 . を参照されたい。)

- バイオマス残滓を利用した系統連系型発電及び熱利用の統合方法論 (AM0004、AM0015、NM0050-rev、NM0081)

前回会合をふまえ、今次会合で方法論パネルより提示されたリフォーマット版では、リーケージを勘案する際のバイオマスの予備的な供給量に関する規定が改定されたほか、プラントの新設、既存施設の効率改善、改修、及びオンサイトでの燃料転換も対象とし、適用可能性の広い内容となった¹⁶。

本方法論は、バイオマス発電全般に関する方法論の策定に先立ち、バイオマス残滓に焦点をあてた統合方法論となっている。再生可能なバイオマスの定義やそれに関する方法論の検討は、方法論パネル、植林・再植林ワーキング・グループ及び小規模 CDM ワーキング・グループが合同で検討を継続することとなっている。

- 炭層・炭鉱メタン方法論 (NM0066、NM0075、NM0093、NM0094、NM0120)

方法論パネルより、リフォーマット版の承認勧告がなされたが、CDM 理事会での検討の結果、承認は見送られた。本件については、石炭生産に関わるプロジェクト活動に対し、CER の経済インセンティブを付与することによる影響 (石炭生産の増大、メタン発生がより多く見込める炭鉱での生産活動の増大等) が論点のひとつとなった。今次会合における検討では、CER の利益よりも、安全性の高い (メタン発生が低い) 炭鉱で石炭生産を行うことの収益性が相対的に高く、こうしたインセンティブを誘発する可能性は極めて低いことが指摘された。しかしながら、方法論パネル議長より、方法論パネル

¹⁶ これまでの決定 (第 17 回会合、第 20 回会合) により、本統合方法論の策定により、AM0004 (バイオマスの野焼き回避)、AM0015 (バガスを利用した系統連系型熱電併給) はそれぞれ無効とすることが決まっている。これら方法論については、例外的に次期 CDM 理事会会合 (11 月 23 日 ~ 25 日) 以降無効とすることが合意された (規定では決定後 4 週間以内)。

での検討にあたった専門家もこうした見解を示しているものの、具体的にこれを立証するための判断材料が不十分であることから、本方法論を用いたプロジェクトの排出削減を保守的に算出するために「10%の割引率」を設けることが方法論パネルで合意されたとの説明がなされた。CDM 理事会は、本件について方法論パネルで再検討を行うことを要請した。これに加え、フレアリング効率のモニタリング、適用可能性の範囲拡大、炭鉱活動に先立ったメタンの除去活動、及び調理・暖房等へのエネルギー利用等の活動の扱いについても、方法論パネルで再検討を行うこととされた。

2 - 1 - 3 . 承認済み方法論の改訂¹⁷

- 系統連系型再生可能エネルギー発電のための統合方法論 (ACM0002)

CDM 理事会は、プロジェクト参加者からの要請に基づき、既存の発電プラントにおけるエネルギー効率の改善（流量、貯水池インフラ等を変えずにタービンを付加する等）に関する詳細を規定するための改訂を承認した。ベースライン設定に求められる発電量のデータの取得期間を、方法論パネル勧告では、天候による影響が大であることを勘案し水力発電プロジェクトについては 10 年間分としていた。勧告案の妥当性につき今次理事会会合で議論が行われた結果、水力発電プロジェクトについては、変動の大きい年を除いた上で 5 年分のデータとすること、その他の再生可能エネルギーについては、方法論パネルの勧告通り 3 年間分とすることが了承された。

- 埋立ガスのプロジェクト活動のための統合方法論 (ACM0001) 及び埋立ガス回収プロジェクトの簡便化投資分析方法論 (AM0003)

方法論パネルにより、これら 2 方法論の Effective Adjustment Factor (EAF) に関する整合性を保つための修正につき提案が行われた。EAF は、AM0003 においては、国内の法規制上で要求される埋立ガスの回収率が明確になっていない場合（法律は存在するものの施行が不完全と考えられる場合を含む）、デフォルトの割引率として 20% が設定されていた。今次会合の結果、EAF の値について、LFG の回収及び破壊率を法律または契約上の義務によるものとプロジェクト実施によるものとの比をベースラインに反映させることが了承され、両方法論の扱いの整合性が図られた。

- ベースラインシナリオにおいて回収・破壊が行われない埋立ガス回収・発電方法論 (AM0011)

適用可能性について、LFG の回収を義務付ける法律が存在しない場合に限定されてい

¹⁷ 「承認済み方法論の改訂手続き」に基づき、改訂は CDM 理事会が合意した日付より有効となる。改訂の決定が行われる以前に登録申請を行ったプロジェクトについては、改訂前の方法論の使用が認められる。

たが、さらに実質的に同等の義務を求める契約関係も存在しない場合に限定する旨、改訂がなされた。理事会メンバーからは、途上国においては法制度が存在する場合にも施行が困難であるとの指摘があったが、こうしたケースでは、それに対応した承認方法論を使用することとされた。

2 - 1 - 4 . その他

● 政策タイプ方法論 (NM0072)¹⁸

本件については CDM 理事会のガイダンスが必要であるとされたが、これまでの会合で理事会メンバーそれぞれの見解が示されたものの具体的な決定はなされていない¹⁹。本方法論については、今後理事会で検討を継続し、この間、方法論パネルでの検討は留保することとされた。

● CO₂ 隔離・貯蔵に関する方法論

方法論パネル議長より、CO₂ の隔離・貯蔵に関する初の方法論が提出されたとの報告があった。こうした方法論の CDM としての適格性については CDM 理事会の見解が求められるとし、方法論パネルでの検討を留保することとされた²⁰。

2 - 2 . 方法論に関する横断的検討項目

負の排出量削減

プロジェクト実施中に、ベースライン排出量からプロジェクト排出量及びリーケージ排出量を差し引いた値が負 (negative emission reductions) になる (温暖化ガス排出の増大となる) ケースの扱いについて、ある年に負の削減が発生した場合には、翌年以降の排出削減量から控除した上で、その後の CER 発行を認めることが合意された。

¹⁸ エアコンのエネルギー効率基準を規制として定めた場合に、そうでない場合と比較し回避可能な GHGs 排出を削減クレジットとして算出するという内容。ガーナでのプロジェクトがベースとなっている。

¹⁹ 途上国政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等が行われる場合に、実現された排出削減をクレジット化することを CDM として有効とすることの是非について、方法論パネルより CDM 理事会の見解が求められている。CDM 理事会はこれまでに国家・地方自治体による法規制とベースラインシナリオの関係に関する文書を採択している (Clarifications on the treatment of national and/or sectoral policies and regulations (paragraph 45 (e) of the CDM Modalities and Procedures) in determining a baseline scenario) 。しかし、強制力を持つ環境規制 (L+, L-) の扱いが明確化しておらず、本方法論の検討にも影響を及ぼしている。これに加え、直接的規制、間接的規制の定義にも曖昧さがある。例えばエタノールの導入には、複合的な目的があると考えられる。

²⁰ 炭素隔離について、気候変動枠組条約 (1994 年) 京都議定書 (1997 年) マラケシュ合意 (2001 年) は、技術移転等に触れているものの、当該技術の適用によって隔離・貯蔵される CO₂ を温室効果ガス削減分として認めるのかについては記述がない。また、インベントリーに関する IPCC ガイドライン (1996 年、改訂) においても直接的な記述はなく、従って、炭素隔離に関しては明確なルール化が行われていないと解釈される。(出所：温暖化対策における二酸化炭素隔離技術の政策的位置付けに関する調査研究、平成 14 年 3 月、新エネルギー・産業技術総合開発機構)

回帰分析の使用

ベースラインで用いる排出係数を導くために、対象プラントにおける過去のデータ等に基づいた回帰分析を用いる方法論が提出されているが、こうした回帰分析の利用の際に保守性、厳格性が確保されるようガイダンスを策定することが方法論パネルより勧告された。その中で示された利用の条件である 95%の統計的有意水準を確保すること、及び ベースラインの算定には予測区間における 95%優位水準の下限值、プロジェクト排出量の算定には同上限値を用いるとする点について CDM 理事会の合意が成立せず、次回会合にて検討を継続することとなった。

異なるプロジェクトの要素を含む方法論

異なるプロジェクトの要素を組み合わせた方法論が提出されたことを背景に、このようなケースの扱いについて方法論パネルより勧告がなされた。その内容は、既存方法論を組み合わせたことをもってして新方法論とすることは認めないとすると同時に、異なる要素を含むプロジェクトについては、取引費用増大を回避する観点から、それぞれの要素に適用可能な既存の方法論を用いひとつの PDD として登録申請を行うことを認めるとしている。今次理事会会合では、小規模 CDM のバンドリングや上限値との関連等から討議されたが結論に至らず、次回会合に持ち越された。

2 - 3 . その他の方法論関連イシュー

国及び地域の政策の扱い

CDM 理事会の未解決案件のひとつとして、国レベル、自治体レベルで導入されている規制の扱いがある。これには、気候変動対策として導入されている直接的規制や、他の目的に導入されているが温室効果ガス排出に影響を及ぼす間接的規制を、これらの強制力(法制度として導入されているが施行が不十分な場合等)も考慮し、方法論の中でベースラインの同定に際しどのように勘案するのか、また、こうした政策を導入しないインセンティブ(perverse incentive：CDM としての追加性を担保するために、こうした施策を導入しないインセンティブが働くこと)をいかに回避するか、といった重要な論点が含まれる。

本件については、今次会合を含め方法論パネル及び CDM 理事会で議論が紛糾している。今次理事会会合では、方法論パネルより、ホスト国の政策状況及び承認済み方法論の対応に関し調査を実施することが提案された。しかし、調査範囲が極めて広く困難なことが予想されること、及び途上国のエネルギー政策を制限する可能性が危惧された。否定的なコメントとして調査対象国の選定に政治的問題を生じかねないこと、承認済み方法論の妥当性を蒸し返すような調査は好ましくない、といった意見が出された結果、合意に至らなかった。本件については、ガイダンスの策定を目指し、次回理事会会合で検討を継続するこ

ととされた。

オペレーティングマージンとビルトマージンの加重値に関する検討

系統連系型発電プロジェクトに適用されるオペレーティングマージンとビルトマージンの加重値を用いた方法論において、デフォルト（50：50）以外の加重値の適用に関し、検討が行われている。本件について、専門家によるテクニカルペーパーが作成され、方法論パネルではこれに基づく検討を次回 CDM 理事会会合で行うことが了承された。

水力発電貯水域のメタン発生

方法論パネルで優先して検討を行うことが要請された。

ベースラインシナリオの選定ツール

前回会合にて、想定されるベースラインシナリオの妥当性についての判断を補助すること等を目的として、ベースラインシナリオ選定のためのツールを新たに開発することが合意された。本件に関する作業を方法論パネルで継続することが確認された。

追加性証明に関する確認事項

CDM 理事会により策定された「追加性立証ツール」の使用は義務付けではないことが COP 決定によっても確認されたが、本件に関する解釈が CDM 理事会内部で下記のように分かれている：

方法論策定の段階での使用は義務ではないが、ツールの使用を規定した方法論を使用する場合には、方法論と追加性立証ツールは一体としてみなす。ツールを使用せず追加性を立証しようとする場合には、別途新たな方法論として CDM 理事会の承認が必要²¹；

追加性証明には、ツールを参照するとしている方法論を適用する場合にも、他の方法で立証できるのであればツールの使用は義務付けられない。

本件は前回会合でも同様の議論がなされるなど混乱があることから、上記の解釈とすることが確認され、明確化を期すためこれを報告書に記載することが決定された。

2 - 4 . 方法論の審査手続きの改善に関する検討

これまでに、新たに提案される方法論の審査手続きを迅速化するための検討が重ねられてきたが、今次会合にて、これまでに挙げられた下記の改善策について包括的に合意がなされた²²。本件は、質の悪い方法論が軽微な修正を加えた上で繰り返し方法論パネルの審

²¹ 「追加性立証ツール」には、この旨記載がある。

²² これにより「新方法論の提出及び審査手続き（Procedures for Submission and Consideration of a

査にあがるといった非効率を回避することを目的としており、こうした方法論を早期の段階でスクリーニングすることを主眼として検討が行われた。

方法論提出料の設定

方法論の提出に際し、方法論提出料として US\$1,000 を課することが決定した²³。提出料は、方法論の承認に至った案件については、これを用いたプロジェクトの登録申請時において、登録料から差し引く形で払い戻すこと（提出料は前払い金として扱う）とする一方、方法論が不承認（C 判定）とされた場合には、返金を行わないこととされた。ただし、方法論提出のインセンティブを削ぐ効果が懸念されるといったコメントも出されたことから、料金設定及び返金に関し 1 年後に見直しを行うこととされた。

提出方法論の事前審査²⁴

提出される方法論の多くが B または C と判定される現状から、方法論の事前審査（pre-assessment）を強化するための施策について検討された。これを DOE が担うべきか、その場合にどの程度の役割を求めるのか、といった点について議論が行われ、下記の合意が得られた：

- 従前のように方法論パネルメンバーが事前審査を行う際には、担当メンバーに対し 0.5 日分の日当が支払われることとし、担当者は従来よりも方法論の内容に踏み込んだ審査を行う；
- 事前審査を自発的に DOE に行わせることも可能とし²⁵、DOE が実施する際には、方法論パネルによる事前審査は行われない²⁶；
- 事前チェックに用いられるチェックリスト及びフォーム（F-CDM-NMas）を改訂する。

なおチェックリストは、事前審査を補助するとともに、審査担当者間での意思決定方法の整合化を図ることを目的するもので、その内容は、方法論の内部整合性、特定のプロジェクトにのみ適用可能な内容でないこと等となっている。

B 判定方法論の扱い²⁷

Proposed Methodology」の改訂（Version 08）が行われる。また、これにあわせ、机上審査に用いられるフォーム（リードレビューアー、セカンドレビューアー用それぞれ）の改訂が行われる。

²³ 対案として US\$2,000 が検討された。

²⁴ 従来の規定では、プロジェクト参加者により提出される方法論は、DOE を経て事務局に提出される。これらの段階で書式上のチェックが行われた後、方法論パネルに提出され、方法論パネルメンバーが事前チェックを実施する手続きとなっている（Procedure for the submission and consideration of a proposed new methodology, Version 06）。

²⁵ 当該方法論の使用を前提とするプロジェクトの有効化審査を行う DOE を想定。

²⁶ なお前回理事会会合により、プロジェクト参加者は DOE に対し任意に事前チェックを依頼することが可能との決定が行われている。

²⁷ 従来の規定では、方法論パネル及び理事会の審査の結果、B 判定の方法論は、専門家（事務局管理に

修正要件付差し戻し（B 判定）とされる方法論について、再提出を認める回数を 1 回とし、さらに再提出の期限を 5 ヶ月以内とし、期限内に再提出がなされない場合には、提案の取り下げ扱いとすることが合意された²⁸。本件については、5 ヶ月間の期間中に提出できる回数について制限を設けるべきではない、とする意見もあったが、方法論パネルの作業効率を上げるとの目的に鑑み、再提出回数の制限が採択された。

CDM 理事会メンバーの方法論パネルへの参加

前回会合にて、附属書 国及び非附属書 国から 1 名ずつの理事または理事代理（が、方法論パネル会合に参加することとされ、担当メンバーが決定された²⁹。

方法論に関する信任パネルの強化

信任パネルのメンバーを 1 名増加させ、方法論の専門家を加えることが合意された。また、年内に予定されている事務局スタッフの増員に伴い、方法論関連でのサポートを増強することとされた。なお、これまでの決定により、運営組織申請者（AE）の審査にあたる信任チーム（Accreditation Team, AT³⁰）に方法論の専門家を加えることが決定されている。今回の決定とあわせ、方法論に関する AE/DOE の役割強化の方向性に寄与することが期待される。

2 - 5 . 承認方法論の改訂手続き

現状の承認方法論の改訂手続きでは、“ 重大な ” 変更がある場合には、当該方法論が無効とされるまでに 4 週間の猶予期間が設けられているのに対し、それ以外の変更が行われる際には、改訂前の方法論の使用が即禁止とされている。猶予期間の設定につき、プロジェクト参加者に与える影響等の観点から見直しが行われ、後者の変更が行われる際にも同様に 4 週間の猶予期間を設けることが合意された。

3 . 植林・再植林 CDM

今次会合では、第 5 回植林・再植林ワーキング・グループ（AR-WG）会合（8 月 31 日～9 月 2 日開催）の検討結果等をふまえ、下記について討議が行われた。

よるロスターに登録）による机上審査等、通常の新規方法論提案の手続きを経ることなく、直接方法論パネルに再提出される。しかし、こうしたルートで審議にかけられる方法論が、理事会が求めた修正項目や追加情報について十分な対応がなされないまま再提出されていると考えられるケースが増えていることを背景としている。

²⁸ 審査が行われる回数は方法論パネルでは予備勧告を含め 4 回、CDM 理事会では 2 回となる。

²⁹ Sethi 氏及び Moskalenko 女史。期間等の詳細は未定。

³⁰ 理事会が承認した専門家リスト（ロスター）から方法論パネルが選任する。

3 - 1 . 個別方法論の検討³¹

植林・再植林プロジェクトの方法論として新たに提出された方法論のうち、4 件（ARNM0006、ARNM0008、ARNM0009、ARNM0011）について、AR-WG の勧告通り不承認とすることが決定し、植林・再植林の方法論の採択には至らなかった。全体としては、植林・再植林の方法論に関する AR-WG の検討作業の質が改善されつつあるとの見解が、AR-WG 議長・副議長より報告された。なお、ARNM0007 及び ARNM0010 は AR-WG により予備勧告（Preliminary Recommendation）³²が出されている。

「植林・再植林に関する新方法論の提出及び審査に関する手続き」は、方法論の審査手続きに関する合意内容をふまえ改訂が行われる（2 - 4 . 参照）。

3 - 2 . 小規模植林・再植林 CDM の簡便化方法論³³

「小規模植林・再植林 CDM の簡便化方法論」ドラフトが、パブリックコメント受付のため公開された（7 月 12 日～8 月 8 日）。この結果、15 件のコメントが寄せられ、AR-WG で再検討が行われた上、承認勧告がなされた。今次理事会会合の結果、リーケージ等について理事会メンバーより出されたコメントを反映させた上で、これを最終文書とし、11 月中旬に公開することとなった。当該方法論は、対象を草地、農地に限定しており、湿地、居住地を除外している。また、土地の適格性証明に際しては、空中・衛星写真や地籍図等が入手できない場合には、書面による住民の証言に依拠することを認めている。

3 - 3 . 植林・再植林 CDM の追加性立証ツール

AR-WG は、植林・再植林 CDM の追加性を立証するために用いられる「植林・再植林 CDM の追加性立証ツール」³⁴について、ドラフトの作成を行い、パブリックコメントを受け付けた（7 月 12 日～8 月 8 日）。これに対し 12 件のコメントが出され、AR-WG がこれを受けて作成したドラフト案について、今次理事会で検討が加えられ、採択された。当該

³¹ 第 14 回 CDM 理事会の決定（附属書 8）により、植林・再植林の方法論は AR-WG が承認勧告を検討することとなっている。また、第 18 回 CDM 理事会の決定により、方法論に関する審査の専門性強化のために AR-WG に方法論パネルから 1 名が参加している。

³² AR-WG は、新たに提出された方法論について、専門家による机上審査、パブリックコメントに基づき、方法論提案者に予備勧告を示す。方法論提案者は指定運営組織を通じて、10 営業日以内に補足・修正を行うことができる。Procedure for the submission and consideration of a proposed new methodology for afforestation and reforestation project activities under the CDM

³³ 第 10 回京都議定書締約国会議（COP10）の決定を受け、第 18 回 CDM 理事会会合において、植林・再植林の小規模 CDM の簡便化方法論についての検討を開始するよう AR-WG に対し要請が行われた。植林・再植林の小規模 CDM の簡便化方法論は、COP/MOP1 で勧告することが求められている。

³⁴ 小規模植林・再植林 CDM は除外。

ツールは、これまでに策定された「(排出源 CDM の) 追加性立証ツール」を大筋で踏襲³⁵しているが、前回及び及び今次会合の検討の結果採択されたツールの主な特徴は下記の通り：

- 早期実施プロジェクトについて、前回会合に提出されたドラフト案では排出源 CDM と同様にスクリーニング規定 (Step 0)³⁶が設けられていたが、登録日に関する規定が削除された (5 - 3 . 参照)；
- 土地の適格性審査 (Step 0a) において、途上国におけるデータ・写真等の入手可能性に鑑み、これらが入手されない場合には、前出の「小規模植林・再植林 CDM の簡便化方法論」と同様に、第三者の書面による証言を用いることが了承された；
- 一般的慣行分析 (common practice analysis：プロジェクトで実施しようとする施策が通常は行われていないことに関する証左) を要求しないことが了承された³⁷。

3 - 4 . その他

AR 関連フォームの作成及び改訂

・ CDM 理事会に対する勧告の際に使用する簡略フォーム (F-CDM-AR-NMSUMar) が承認された。詳細フォーム (F-CDM-AR-NMwg) と並行して用いられる。

・ (排出源 CDM の) CDM-PDD 記入ガイドラインの改訂³⁸をふまえ、CDM-AR-PDD の記入ガイドラインを改訂することが了承された。

AR-WG のメンバー増員

1 名のメンバーの改選が承認された他、AR-WG のメンバーを 1 名増加することにつき合意がなされ、任命が行われた。

4 . 小規模 CDM

小規模 CDM³⁹ワーキング・グループ (SSC-WG) は、第 3 回会合 (9 月 16 日～17 日) による報告書を提出した。これに基づき CDM 理事会は下記について討議を行った。

³⁵ 「(排出源 CDM の) 追加性立証ツール」と同様に、当該ツールはプロジェクト参加者に対し使用が義務付けられるものではない。

³⁶ プロジェクト活動日に関し、早期実施プロジェクトとしての適格性を考慮するための予備的審査。

³⁷ 第 20 回 CDM 理事会会合

³⁸ 提出される方法論のフォーマットから承認方法論としてのリフォーマットを容易にすることで作業の軽減化を図ることを目的とするもの。

³⁹ 主な適用条件は、マラケシュ合意が規定する上限値 (プロジェクトのタイプ別に 3 基準) を満たすこと、及びプロジェクトの実施障壁の 1 つを示すことによる追加性立証が可能であること、バンドリングが適正であること等。

4 - 1 . 小規模 CDM の簡便化方法論の改訂

「小規模 CDM 簡便化方法論」⁴⁰の改訂について、プロジェクト参加者等から出された 14 件の提案に基づき、SSC-WG にて検討され、今次会合にて SSC-WG の勧告内容⁴¹が承認された。この中で、非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換を行うプロジェクト活動については、当該方法論の対象からは除外することが決定された⁴²。このようなプロジェクト活動については、別途方法論を策定するよう SSC-WG に対し要請された。

なお小規模 CDM の簡便化方法論に関する質問、提出された修正案及び回答は、UNFCCC ホームページにて公開することとされた。

4 - 2 . 小規模 CDM のバンドリング

複数の小規模プロジェクトを一括化（バンドリング）するための詳細規定について、前回会合に引き続き検討が行われた。前回会合では、バンドリングの時点、解体、クレジット期間についての基本ルールについて合意がなされた。今次会合では、SSC-WG よりプロジェクトの 4 ケース（下記＜プロジェクトケース＞参照）について、バンドリングの可否及び個々のルール設計について、ら改めて勧告がなされた。

＜プロジェクトケース＞

同一のタイプ⁴³、カテゴリー⁴⁴、技術⁴⁵（例：系統連系型風力発電のプロジェクト活動同士のバンドリング）

同一のタイプ、カテゴリー、異なる技術（例：系統連系型太陽光発電と系統連系型風力発電のプロジェクト活動のバンドリング）

同一のタイプ、異なるカテゴリー、異なる技術（例：系統連系型風力発電と自家発電として用いるバイオマス発電のバンドリング）

異なるタイプ、異なるカテゴリー、異なる技術（例：系統連系型風力発電とメタン回収・燃焼プロジェクト活動のバンドリング）

⁴⁰ 小規模 CDM の簡便化方法論は、プロジェクト境界、リーケージ、ベースライン、モニタリング、の 4 つの要素につき、CDM 理事会の勧告に基づき COP 8 にて採択された（Simplified modalities and procedures for small-scale CDM project activities, Appendix B）。

⁴¹ 第 3 回 SSC-WG 報告書参照。

⁴² この改訂は次回 CDM 理事会会合以降発効する。

⁴³ 小規模 CDM には、再生可能エネルギー(タイプ I)、省エネルギー(タイプ II)、その他(タイプ III)の 3 タイプがあり、小規模プロジェクトとしての適格性を示す閾値がそれぞれに設定されている。（Decision 21/CP.8）

⁴⁴ 小規模 CDM の各タイプの下に設定されているプロジェクトの類型（indicative methodology list）。例えば再生可能エネルギー（タイプ I）の下で、系統連系型再生可能エネルギー発電（タイプ I-カテゴリー D）など。（Decision 21/CP.8, Appendix B）

⁴⁵ 実施されるプロジェクトで用いられる技術。例えば、系統連系型再生可能エネルギー発電（タイプ I-カテゴリー D）下であれば、風力発電、太陽光発電等。

今次会合の結果、「バンドリングに関する原則事項」として、SSC-WG の勧告従い下記の合意がなされた：

- 上記 ～ のすべてのケースにつきバンドリングを認め、一つのプロジェクトとして扱うことを可能とする；
- ただし、上記 ～ については、プロジェクト活動ごとのモニタリング計画を作成し、それぞれのモニタリングレポートを提出すること。

上記基本原則に関する合意をふまえ、ルール詳細に関する技術的検討を SSC-WG が継続することとなった。

5．プロジェクトの登録関連

個別プロジェクト案件に関する登録状況について事務局より報告が行われたほか、プロジェクトの登録に関連する各種論点について討議が行われた。

5 - 1．プロジェクト案件の CDM 登録及びレビュー

3 名の理事会メンバーからレビュー要請⁴⁶がなされていたプロジェクト案件（Nubarashen Landfill Gas Capture and Power Generation Project in Yerevan, #0069⁴⁷）について、プロジェクト参加者及び DOE からの回答をふまえ今次会合で検討された結果、レビューの実施が決定された⁴⁸。レビューの内容は、環境アセスメントに関する情報の追加、プロジェクトバウンダリーの定義の明確化、PDD の記入上の問題の是正、の 3 点とされた。

5 - 2．登録審査手続きの改善に関する検討

登録申請がなされたプロジェクトの登録審査（appraisal）及びレビュー要請がなされた場合の審査手続きの改善について、これまでの検討に引き続き議論が行われた。現状では、登録審査には理事及び理事代理があたっているが、今後、登録申請数は 2006

⁴⁶ プロジェクトの CDM 登録申請後、8 週間（小規模 CDM は 4 週間）の自動登録期限以内に CDM 理事会メンバー 3 名以上の要請が出された場合等に、レビューの実施如何の検討が行われる（Decision 17/CP.7, 41）。レビューが実施される場合、それぞれの案件ごとに割り当てられたレビュー・チーム（理事 2 名に加え、理事代理 2 名）が、明確化が必要な事項等につきプロジェクト参加者及び DOE に説明を求めたうえで勧告をまとめ、理事会メンバー間での電子決裁に諮る。

⁴⁷ 埋立地から発生するメタンガスを回収・燃焼するプロジェクト。我が国より清水建設（株）、北海道電力（株）、三井物産（株）が参加している。また、有効化を行う DOE は JQA となっている。

⁴⁸ レビュー担当理事に、Enderlin 氏及び Lu 氏を選定。

年には 300 件と急激に増大すると予想されている⁴⁹。このため、登録審査にかかる CDM 理事会の作業負担を軽減するとともに、審査プロセスの効率化が急務となっている。今次会合では、前回会合以来、CDM 理事会内の担当メンバーにより検討が加えられた要素を反映したオプションペーパーが提示され、これに基づき検討が行われた。

登録審査（appraisal）の実施体制

最終的な結論には至らず、外部の専門家を取り込んだ常設機関“ appraisal committee”の設置を視野に入れ検討を継続することとされた。この常設機関は、当該プロジェクトにおける問題点を抽出し、その重み付けを示すといった役割を担うことが想定され⁵⁰、これに理事会メンバーが参加することや、事務局が補助にあたること等も含め、これを支持する意見がメンバーから示された。常設とする理由として、プロジェクトの登録申請がなされてから、自動登録（上記注 48）期限までの短期間にアドホックで専門家を雇うことは困難であるとの説明が担当メンバーよりなされ、CER の発行審査にもあたらせることも可能とする考え方が示された。他方、こうした機関の設置が審査プロセスを複雑化させる恐れがある、等、否定的なコメントも出されており、具体的な合意には至らなかった。今後、登録審査体制並びに、登録申請書類の事前チェック、登録決定後の技術的修正手続き等のあり方について検討が進められる。

レビュー実施に関連する情報の取扱

レビュープロセスを経ることにより得られた情報・知見の蓄積を目的として、CDM 理事会により出されたレビュー結果を公開するとともに、DOE が手掛けたプロジェクトについてレビュー要請が行われた回数やその理由等についての履歴を記録するトラッキング・システムを構築することが合意された。トラッキング・システムは、DOE のスポットチェック（臨時査察）⁵¹や信任更新⁵²にあたり参照されることが考えられる。

⁴⁹ 事務局が DOE 等へのアンケート調査に基づく独自の調査を実施。なお、事務局によれば、プロジェクトの登録申請のほかに、方法論申請としては 100 件を予想。メンバーが 1 ヶ月に CDM 理事会の業務に費やす日数は 7.5 日と想定され、DOE の信任に関する審査、会合出席等を勘案すると、各メンバーが一案件あたりに費やすことができるのは 0.5 時間と算定している。

⁵⁰ レビューをトリガーする権限はマラケシュ合意に規定されているため、こうした理事会付属の機関の役割にレビュー要請が直接的に含まれるわけではない。

⁵¹ プロジェクト登録や CER の発行に際しレビュー要請が行われた場合等を契機として、CDM 理事会は必要に応じ任意で DOE のスポットチェックを実施することができる。（第 7 回 CDM 理事会会合報告書）

⁵² DOE は信任の有効期限（指定から 3 年間）に応じ、更新手続きが必要。Procedure for accrediting operational entities by the Executive Board of the clean development mechanism (CDM), Version 03

5 - 3 . 早期実施プロジェクトの遡及クレジット及び登録申請期限について

マラケシュ合意及び COP 9 決定に従い、早期実施プロジェクトによるクレジットを登録日より遡及して獲得するためには、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行う必要がある⁵³。これについて、京都議定書の発効の遅れや、方法論の承認の難航等を背景に、期限を延期すること等の見直しの要請がプロジェクト参加者や DOE より提出されていた。前回会合では、本件に関するガイダンスを COP/MOP に求めることを視野に入れ、検討を継続することとしていたが、CDM 理事会の見解として、今次会合において下記が示された：

排出源 CDM については、プロジェクトの開始時期はクレジット期間の開始と同一である必要はないことに鑑み、2000 年 1 月 1 日以降開始されるプロジェクト活動は、2005 年 12 月 31 日（国際ルール上の期限）を過ぎても有効化並びに登録を受けることが可能。

植林・再植林プロジェクトについては、クレジット期間の開始とプロジェクト活動の開始日が同一であることが規定されている。また、植林・再植林プロジェクトには、早期実施プロジェクトを「2005 年末までに登録申請を行うこと」とする排出源 CDM のルールの適用はあたらない。これらに鑑み、最初の認証が登録後に行われることを条件に、2006 年以降においても早期プロジェクトの登録申請を認める。

これにより、期限延長等についての明示的な言及は避けつつ、排出源プロジェクトについては、2005 年末までに登録申請が完了しない場合にも登録を可能とし、登録後の排出削減についてはクレジット発行対象とすべきであるとの考えを表したものと解釈される。他方、下記 11 . に示すように、遡及クレジットの取得を可能にするための登録申請期限延期等に関しては、CDM 理事会として COP/MOP に対し具体的な提言等を行う考えがないことが示された。植林・再植林プロジェクトについては、上記により、遡及クレジットの発行を可能とする見解が合意された。

6 . CDM 登録簿

CDM 登録簿は、UNFCCC 事務局がその管理者として、開発管理や運営に当たることとなっている。昨年末までに、ITL（国際取引ログ）との接続を行わない段階の Version 1⁵⁴の開発・実装が行われている。ITL を通じた国別登録簿への CER、tCER、lCER の移転

⁵³ 前出注 9 参照。

⁵⁴ CDM 登録簿の中に CER を発行する機能のみを有する。

機能が装備された Version 2 の構築は、ITL の開発・完成スケジュールが遅延していることに伴い、2006 年後半以降にずれ込むことが見込まれている。今次会合では、CDM 登録簿設置作業に関する進捗・運営概要について事務局より説明がなされ、現状での Version 2 の機能についてデモンストレーションが行われた。

CDM 登録簿の設置に向けては、技術的な開発作業と平行して、CER の発行・移転等、CER の一連のトランザクションについて包括的手続き案の作成が事務局により進められている。これまでの会合で、CER の移転等に関し、政策的な観点から理事会の検討が必要となる問題について、担当理事会メンバーから提出された勧告に基づき検討が行われており、今次会合では、積み残しとなっていた論点のうち下記の結論が得られた：

- CDM 登録簿内の保留口座（pending account）に発行された CER のプロジェクト参加者口座への配分について、全量が配分されるまでの期限を設けることなく、部分的配分を認める；
- 未配分の CER については、ホスト国ごとに集計し、CDM 登録簿が各国の DNA（Designated National Authority, 指定国家機関）に提示する月間報告に示す。

なお、CDM 登録簿上の手続きや、CER の移転手続きは、これまでに合意された各種の決定事項が関連することになるため、これら関連規定の取り纏めが有用であるとの指摘が CDM 理事会メンバーよりなされた。これについて事務局より、CDM 登録簿に関しては既存の UNFCCC ホームページ上に情報を追加することを検討中であり、事務局の増員等を勘案しつつ対応する旨コメントがあった。

7．枠組条約補助機関会合（SBSTA）との協調

HFC23 破壊の CDM プロジェクトの実施によるモントリオール議定書への影響やその対処方法について、締約国及び CDM 理事会からのインプットに基づき SBSTA23（2005 年 12 月、モントリオール）で検討されることとなっている⁵⁵。これに向け、事務局がペーパー⁵⁶の作成を行い、今次会合に際し、当該ペーパーについて理事会メンバーがコメントを提出した。本ペーパーを SBSTA でのディスカッションのベースとすることにつき、メンバー間でコンセンサスが形成されている旨、議長より報告があった。

⁵⁵ HFC23 は HCFC22 の副生物であるが、HFC23 の回収・破壊プロジェクトの収益性が大きいことから、HFC23 の回収を目的に、HCFC22（モントリオール議定書の規制対象物質）の生産施設を新設するインセンティブが働くリスクがある。SBSTA22 の交渉の結果、検討のベースとするペーパーの作成が UNFCCC 事務局に対し要請された。

⁵⁶ "Implications of the establishment, under the CDM, of new HCFC-22 facilities seeking to obtain certified emissions reductions (CERS) for the destruction of HFC-23"

8．CDM 理事会の運営計画（CDM-MAP）

COP10 の要請に基づき、CDM 運営計画（マネジメントプラン）の策定が進められている。マネジメントプラン 2005-2006 は、2005 年後半から 2006 年の CDM 理事会の活動計画、規模等を示す計画書で、COP/MOP1 に提出される。今次会合では、事務局作成のドラフトに対し、CDM 理事会メンバーが業務に費やす日数が現状を反映していないこと等についてコメントがなされた。事務局は今次会合の検討を反映させるべく作業を行い、最終文書を作成する。

9．CDM 運営経費のための納付金

CDM 運営経費のための納付金（share of proceeds）⁵⁷について、事務局が作成したドラフトに基づき検討が行われた。本件に関しては、運営資金としての予見性、プロジェクト参加者の費用としての予見性、小規模プロジェクトに対する差異化等を勘案しつつ、プロジェクトの登録料（registration fee）⁵⁸との関係とあわせて討議された。この結果、納付金及び登録料について以下の合意がなされた：

- 排出源 CDM 及び小規模 CDM の納付金は、1CER 当たり一律に US \$ 0.2 とする⁵⁹。ただし、年間排出量が 15,000 t CO₂ 未満のプロジェクトについては、登録料を免除する⁶⁰；
- 登録料は、プロジェクトの年間排出削減推定量（PDD 記載）に上記納付金を乗じた値とする；
- 登録料は納付金の一部として位置づけ、納付金から控除する；
- プロジェクトの登録が承認されない場合、支払われた登録料のうち US\$30,000 を越える分については返金する；
- CER は、納付金の支払いを確認後発行する；
- 本規定について COP/MOP1 の採択がなされるまでは従前の規定を適用する；
- 納付金の水準、プロジェクト規模に応じた扱い、見直しの頻度等について COP/MOP3 で再検討を行う；
- 植林・再植林プロジェクト（小規模含む）の納付金については、後刻、検討を行う。

なお、本件の検討にあたり、CDM 理事会メンバーからは以下のコメントがあった：

⁵⁷ 前出注 4 参照。

⁵⁸ 従前の規定（第 11 回 CDM 理事会会合にて決定）では、登録料は削減量の規模別に設定（払い戻し不可）されている。

⁵⁹ 途上国の適応支援のための納付金は、プロジェクト実施により発行された CER のうち 2% と規定されている（前出注 4）。CDM 運営経費のための納付金は、CER 価格を 10 ドル/tCO₂e と想定した場合、2% に相当する。

⁶⁰ これにより、小規模のプロジェクトについては前払い金の支払い負担を軽減することが意図された。

- ・ CDM 理事会にかかるコストを反映した価格付けという観点からは、US\$0.2 は適正な水準ではない。小規模 CDM から発生する CER は規模が小さく、納付金は通常規模のプロジェクトよりも少額となる。他方、通常規模のプロジェクトも、小規模のプロジェクトも、審査にかかる手間に大差はない。また、これらのことから、小規模 CDM についてマラケシュ合意による既存の規定以上に優遇措置を設ける必要はない。
- ・ 登録料は、登録が認められなかった場合には、当該プロジェクトに CDM 運営経費を負担させることになるため、登録料を払い戻すべき。この考え方に対し、審査コスト相応分として、登録料は払い戻しをせずプロジェクト参加者により負担されるべき、等。

このように見解が分かれる点もあったが、議場外の意見調整により、上記合意に至った。

10．外部とのコミュニケーション

外部から寄せられるコメント等の増大を背景に、これらに関連する必要な措置についての検討が行われた。外部からのインプットのうち、CDM 理事会にて検討されるべき案件についての扱い等の手続きが合意された。

11．オブザーバーとの意見交換

オブザーバーとの意見交換が実施され、主に下記の質疑・コメントがあった：

- ・ CER の部分配分の是認を歓迎するとのコメントがオブザーバーからなされた。これに関連した質問事項として、第 15 回 CDM 理事会会合での合意内容との関係から、非附属書国の口座から附属書国の口座への CER 移転手続きに関する詳細の明確化が求められた。これに対する議長回答の中で、CER の保留口座への発行後、プロジェクト参加者の口座への移転は、“forward”であり⁶¹、国際排出量取引とはみなされないとの見解が示された⁶²。
- ・ 関連して、非附属書国が保有する CER を附属書国の口座に移転するまでの期限には制限、期限が設けられず、非附属書国の CER 保有者は移転時期のフレキシビリティを有する、との解釈についてオブザーバーより確認が求められたところ、上記見解をふまえ、期限等も設けられないことにつき確認がなされた。

⁶¹ CER の移転に関するコメントには、保留口座（pending account）、保有口座（holding account）の言及に不明確な点がある。

⁶² 京都議定書第 17 条によれば、排出枠の国際“取引”を行うことができるのは附属書国のみであり、途上国のプロジェクト参加者が任意に CER を売買することは規定に反すると考えられる。CER の移転に伴う行為のうち、どのような行為を取引とみなすのかについて、見解が分かれている。

・プロジェクトのレビュー手続き等の検討に際し、CDM 理事会と DOE との信頼関係醸成には時間がかかるとの発言が CDM 理事会メンバーより出されたことに対し、ロスターに登録されている専門家と CDM 理事会の信頼関係の根拠について、オブザーバーより疑念が示された。また、プロジェクトのレビューのために採用される専門家の選定基準が明確に示されるべきとのコメントがなされた。

・オブザーバーより、プロジェクトの承認レターには、ホスト国政府が承認するプロジェクトの実施主体の明記（実施主体の認可（authorization）に相当）が求められているのに対し⁶³、登録が承認されたプロジェクトの中には、そうした記述がないものがあることが指摘された。CDM 理事会メンバーからは、本件を問題視する見解は示されなかった。

・オブザーバーより、早期実施プロジェクトの登録申請の期限の延長に関する CDM 理事会の立場について質問が出され、議長より、CDM 理事会としては本件に関する勧告等を行う考えはないことが示された。植林・再植林 CDM については、遡及クレジットの扱いについての解釈がオブザーバーより求められたところ、これを認めるとの見解が確認された。

（参考）

表 1：第 21 回 CDM 理事会参加メンバー

理事	理事代理
<i>Mr. John W. Ashe</i> (アンティグア・バブーダ)	<i>Ms. Desna M. Solofa</i> (サモア)
Mr. Jean-Jacques Becker (フランス)	Ms. Gertraud Wollansky (オーストリア)
Mr. Martin Enderlin (スイス)	Mr. Hans Jürgen Stehr (デンマーク)
Ms. Sushma Gera (カナダ)	Mr. Masaharu Fujitomi (日本)
Mr. John Kilani (南アフリカ)	<i>Mr. Ndiaye Cheikh Sylla</i> (セネガル)
Mr. Xuedu Lu (中国)	<i>Mr. Juan Pablo Bonilla</i> (コロンビア)
Mr. José Miguez (ブラジル)	Mr. Clifford Mahlung (ジャマイカ)
Mr. Richard Muyungi (タンザニア)	Mr. Hernan Carlino (アルゼンチン)
Mr. Rajesh Sethi (インド)	Ms. Lianna Bratasida (インドネシア)
Ms. Marina Shvangiradze (グルジア)	Ms. Anastassia Moskalenko (ロシア)

（注）：イタリック体は今次会合は欠席；（ ）内は出身国を示すが、理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 国から 2 名、非附属書 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。

⁶³ CDM 理事会が策定したガイドラインは、承認レターは固有のプロジェクトに参加する固有の参加主体に対する認可を含むことが定義されている。GUIDELINES FOR COMPLETING THE PROJECT DESIGN DOCUMENT (CDM-PDD), THE PROPOSED NEW METHODOLOGY: BASELINE (CDM-NMB) AND THE PROPOSED NEW METHODOLOGY: MONITORING (CDM-NMM) Version 04

表 2：理事会（EB）、パネル（P）、ワーキング・グループ（WG）の議長・副議長

EB, P, WG	議長	副議長
理事会	Sushma Gera	Xuedu Lu
信任パネル	John Kilani	Marina Shvangiradze
方法論パネル	Jean-Jacques Becker	José Miguez
植林・再植林 WG	Martin Enderlin	José Miguez
SSC-WG	Gertraud Wollansky	Richard Muyungi

[お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)